

熊本大学大学院法曹養成研究科
平成25年度第2期募集 法律科目試験問題

民事訴訟法

平成24年10月27日（土） 13：00～16：30

○ 解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、2枚の解答用紙（裏面も使用）に収めて下さい。
解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の事例を読んで、設問に答えなさい。ただし、各設問の事実は相互に関係しないものとする。(配点：40点)

AはBに1000万円を貸したと主張して返済を求めたが、Bは借りた金額は200万円であると主張し返済を拒んだ。そこで、AはBに対して、Bの上記主張や資力も考慮のうえ、貸金1000万円のうちの300万円の返済を求める訴えを提起した。

○
設問1

Bの資力が当初予想した以上にあることを知ったAは、上記訴訟の係属中に返済額を当初の1000万円のうちの300万円から600万円に変更した場合、これが訴えの変更にあたるか(一部請求訴訟の訴訟物および訴えの変更の要件について言及のうえ論じること)。

設問2

上記事例における訴えについて、第1審裁判所は、AのBに対する貸金額は200万円であるとして200万円の返済をBに命じる一部認容の判決を言い渡し、同判決が確定した。その後、AがBに対して残部請求たる700万円の返済を求める訴えを提起した場合、裁判所はどのような判決を言い渡すべきか(一部請求訴訟の訴訟物および審判の範囲さらには残部請求訴訟に対する既判力について言及のうえ論じること)。

○
以上